

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 2月20日

【会社名】 シリコンスタジオ株式会社

【英訳名】 Silicon Studio Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 寺田 健彦

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号

【電話番号】 03-5488-7070

【事務連絡者氏名】 コーポレートサービス本部長 梶谷 眞一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号

【電話番号】 03-5488-7070

【事務連絡者氏名】 コーポレートサービス本部長 梶谷 眞一郎

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 新株予約権証券及び
新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集(売出)金額】

(第5回新株予約権)

その他の者に対する割当 6,050,000円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の
合計額を合算した金額

107,850,000円

(第6回新株予約権)

その他の者に対する割当 420,000円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の
合計額を合算した金額

285,460,000円

(第7回新株予約権)

その他の者に対する割当 140,000円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の
合計額を合算した金額

285,180,000円

(第8回新株予約権)

その他の者に対する割当 2,350,000円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の
合計額を合算した金額

63,450,000円

(第9回新株予約権)

その他の者に対する割当 4,620,000円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の
合計額を合算した金額

147,140,000円

(第10回新株予約権)

その他の者に対する割当 4,620,000円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の
合計額を合算した金額

147,140,000円

(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、発行価額の総額
に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算し
た金額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に
行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株
予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
は減少します。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年2月16日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち「第一部 証券情報 第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」において、記載の誤りがありました。

また、添付書類について、参照方式の利用適格要件を満たしていることを示す書面として、誤って「利用適格要件を満たしていることを示す書面」と、「参照方式の利用適格要件を満たしていることを示す書面」の2通を添付してしまいました。このうち「利用適格要件を満たしていることを示す書面」は誤った書面であるため、当該添付書類は不要となります。

さらに、本来添付書類として添付すべき「平成29年11月期連結会計年度の業績の概要」につきましても、添付されておりませんでした。

以上の理由により、有価証券届出書の記載事項の訂正、また添付書類において「利用適格要件を満たしていることを示す書面」の削除及び「平成29年11月期連結会計年度の業績の概要」の追加をするため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

(添付書類の削除)

「利用適格要件を満たしていることを示す書面」

(添付書類の追加)

「平成29年11月期連結会計年度の業績の概要」

3 【訂正箇所】

訂正箇所は _ _ _ 罫で示してあります。

(訂正前)

第一部 証券情報

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を合算した株式数は495,000株(議決権数4,950個)であり、平成29年11月30日現在の発行済株式総数2,562,100株及び総議決権数25,306個に対して株式数割合で19.33%、議決権数割合で19.56%の希薄化に相当します。

<後略>

(訂正後)

第一部 証券情報

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を合算した株式数は495,000株(議決権数4,950個)であり、平成29年11月30日現在の発行済株式総数2,562,100株及び総議決権数25,306個に対して株式数割合で

19.32%、議決権数割合で19.56%の希薄化に相当します。

<後略>